事　務　連　絡
平成２４年６月１４日

三重県土地家屋調査士会
会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官　野　口　恭　輔
（不動産登記担当）

和紙公図の電子化に伴う事務の取扱いについて（依頼）

平素から，当局の登記行政の運営について，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，当局では，いわゆる和紙公図（閉鎖された地図に準ずる図面のうち和紙で調製された旧土地台帳附属地図等）の汚損・劣化を防止するため，その電子化を図っており，平成２４年７月２日（月）から，下記登記所において，電子化された和紙公図（以下「和紙公図電子情報」という。）を用いて，和紙公図の写しの交付事務等を取り扱うこととなりますので，お知らせします。

つきましては，この旨を貴会所属会員に，周知していただきますよう依頼します。

記

１　対象登記所及び取扱い開始日

対象登記所	取扱い開始日
津地方法務局松阪支局 （ただし，一部の和紙公図を除く。）	平成２４年７月２日（月）
津地方法務局伊勢支局	平成２４年７月２日（月）

２　電子化に伴う和紙公図の取扱い

(1) 和紙公図電子情報による和紙公図の写しの交付

和紙公図の写しは，和紙公図管理システムから出力した和紙公図電子情報を日本工業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）の用紙にカラー印刷し（認証文が付与される。），これに登記官印を押印する方法による。

(2) 和紙公図電子情報による和紙公図の閲覧

和紙公図の閲覧は，和紙公図管理システムから出力した和紙公図電子情報をＡ３判の用紙にカラー印刷したものを供して行う。

ただし，これのみをもって閲覧の目的が達成し得ないときは，例外的に和紙公図の原図を閲覧に供する。

なお，印刷し閲覧に供した用紙は回収しない。

受付
第137号
24.6.15
三重県土地家屋調査士会